

平成29年度

# ウッドファーストあきた 木材利用ポイント事業

## 最大40万ポイントもらえます！

～ 1ポイント1円相当 ～

県産材を使って家を建てたり、ペレットストーブ等を購入したりすると、ポイントもらえて、県産品や助成金と交換できる事業です。

事業概要

平成29年4月1日から平成30年1月31日までに秋田県内に新築住宅を建築(完成)、又は購入した施主や秋田県内の販売店からペレットストーブ等を購入した方に、1ポイント1円相当のポイントを交付します。交付されたポイントは、県産品や助成金と交換できます。

支援要件

### 新築住宅への支援

平成29年4月1日から平成30年1月31日までに、秋田県内に自ら居住する住宅を建築、又は購入した場合

#### ①県産材の構造材・下地材等を使用した場合

延べ床面積	使用量	交付ポイント数
80㎡未満	6㎡以上	20万ポイント
80～95㎡未満	7㎡以上	
95～110㎡未満	8㎡以上	
110～125㎡未満	10㎡以上	
125㎡以上	11㎡以上	

#### ② ①の要件を満たし、さらに次の要件を満たした場合

区分	県産材使用率	上乗せポイント数
梁・桁	50%以上	10万ポイント

①と②  
又は  
①と③の  
併用で

#### ③県産材の内装材を使用した場合

区分	県産材使用面積	交付ポイント数
床 内壁 天井	20～40㎡未満	5万ポイント
	40㎡以上	10万ポイント

最大30万  
ポイント!

- \* 住宅の新築又は全面改築のみが対象で、リフォームや増築は対象外です。
- \* 県内で自ら居住する住宅が対象となります。
- \* ①と②と③の併用はできません。併用の場合は、①と②又は①と③となります。
- \* ポイントを助成金に交換できるのは、①及び②となります。
- \* 柱(通し柱・管柱)、梁及び桁(胴差しを含む。)、構造材の用途に供する合板については、別表の製品が事業対象です。
- \* ②については、計画棟数(50戸)に達した時点で終了します。
- \* ③については、計画棟数(40戸)に達した時点で終了します。

(別表)

1	乾燥秋田スギ認証製品
2	JAS人工乾燥構造用製材品
3	JAS構造用集成材
4	JAS構造用合板
5	国土交通大臣認定等を取得した製品

### ストーブ等購入への支援

平成29年4月1日から平成30年1月31日までに、秋田県内の方が秋田県内で使用するために新品のペレットストーブ等や県産木製品等を購入した場合

#### ④新品のペレットストーブ等や県産木製品を購入した場合

ポイントの対象	価格	交付ポイント数	上限
ペレットストーブ 又は薪ストーブ (a)	新品 10万円以上	附属機器・工事費等 を含めた総額の 10分の1以内	(a)(b) 合わせて 10万ポイント
県産材を用いた 木製品(b)	新品 3万円以上	総額の10分の1以内	

～ ポイントの交換は ～

…県産品か助成金か選択可

…県産品との交換

- \* 県内の方が県内で使用するためのものに限りま。
- \* 個人のほか、事業所等も対象となります。
- \* ポイントと助成金を交換できるのは、④(a)のみとなります。
- \* ストーブの燃料の薪や木質ペレット等は④(b)となります。

最大10万  
ポイント!

①～④の併用で、  
最大40万ポイント  
もらえます!

申請期間

平成29年6月1日(木)～平成30年2月9日(金)

(1)ポイントの申請は、住宅の完成後、ストーブ、木製品等の購入後になります。

(2)この事業は、予算枠に達した時点で終了となります。

## ポイント交付のパターン

要件	交付ポイント	ポイント交付のパターン								
		○	○	○	○	○	○	×	×	×
① 構造材等に 県産材使用	定額20万	○	○	○	○	○	○	×	×	×
② 梁・桁に 県産材使用	定額10万 (①に上乘せ)	○	×	○	×	×	×	×	×	×
③ 内装材に 県産材使用	5万 10万	×	○	×	○	×	×	○	○	×
④ ペレット ストーブ等購入	総額の1/10 (最大10万)	○	○	×	×	○	×	○	×	○
最大交付 ポイント数		40万	40万	30万	30万	30万	20万	20万	10万	10万

- ※ ②のみの申請はできません(①の要件を満たしていることが条件です)。  
 ※ ①と②又は①と③で最大30万、④と併用で最大40万ポイントを交付します。

## その他要件

上記①～③までの、住宅建築における申請については、住宅を建築する工務店が、「県産材使用工務店等」として、秋田県に登録されていることが条件となります。詳しくは、秋田県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」を参照するか、又は直接お問い合わせください。

## ポイントの入手方法と活用方法は？

ポイントの交付要件を満たした場合、書類(=ポイント交付申請書)を受付窓口へ提出すると、後日、ポイント交付決定通知書や商品カタログ等が届きます。取得したポイントで、希望する商品又は助成金と交換できます。

※ 受付窓口で受け付けし、審査団体が書類審査を行った後にポイント交付となります。

### 受付窓口

○秋田県建設技能組合連合会	TEL:018-862-3050	○秋田中央森林組合	TEL:018-882-3652
○(一財)秋田県建築住宅センター	TEL:018-836-7851	○本荘由利森林組合	TEL:0184-24-4141
○秋田建築労働組合	TEL:018-865-2291	○仙北東森林組合	TEL:0187-54-1030
○鹿角森林組合	TEL:0186-23-3315	○仙北西森林組合	TEL:0187-73-7163
○大館北秋田森林組合	TEL:0186-62-1664	○横手市森林組合	TEL:0182-53-2281
○白神森林組合	TEL:0185-54-9300	○雄勝広域森林組合	TEL:0183-72-1197

## ポイントの交付申請期間、商品や助成金との交換期間は？

	H29 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30 1月	2月	3月
住宅の完成 又はペレット ストーブ等の購入	←平成29年4月1日～平成30年1月31日→											
ポイント交付 申請期間	←平成29年6月1日～平成30年2月9日 ※予算枠に達した場合、期日前に終了する場合があります。→											
助成金交付 申請期間・ 商品交換 申請期間	←平成29年7月3日～平成30年3月2日→											

秋田県公式ウェブサイト 美の国あきたネット <http://www.pref.akita.lg.jp/>

ウッドファーストあきた 29

検索

問合せ先

秋田県木材産業協同組合連合会  
秋田県林業木材産業課

TEL:018-837-8091  
TEL:018-860-1915